

浜松市公告第278号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成27年3月6日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アロマ半田

浜松市東区半田山5丁目36番1号

2 変更しようとする事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社神成	午前10時00分	翌午前2時00分
未定1		
未定2		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社神成	変更なし	
未定1		
未定2	午前9時00分	翌午前5時00分

② 来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前)

No.	駐車可能時間帯
あ、え、お、き	午前9時40分～翌午前2時30分
い、う、か	午前9時40分～午後8時30分

(変更後)

No.	駐車可能時間帯
あ、え、お、き	午前 8 時 30 分～翌午前 5 時 30 分
い、う、か	午前 8 時 30 分～午後 8 時 30 分

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 7 時 00 分～午後 7 時 30 分

(変更後)

No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分

3 変更年月日

平成 27 年 3 月 13 日

4 変更する理由

営業計画変更のため。

5 届出年月日

平成 27 年 3 月 3 日